議員提出議案第６号

三朝町議会会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会会議規則の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

令和８年９月１７日

提出者　三朝町議会議員　吉　村　美穂子
賛成者　三朝町議会議員　河　村　明　浩
賛成者　三朝町議会議員　遠　藤　勝太郎
賛成者　三朝町議会議員　山　口　　博
賛成者　三朝町議会議員　小　椋　泰　志

三朝町議会会議規則の一部を改正する規則

三朝町議会会議規則（昭和62年三朝町議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議案の提出） 第14条　議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、署名して（発議者が複数の場合又は発議者以外に賛成者がある場合は、それらの者と連署して）、議長に提出しなければならない。	（議案の提出） 第14条　法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、２人以上の者の賛成がなければならない。
２　委員会が議案を提出しようとす	２　議員が議案を提出しようとする

るときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。	ときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 3　委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。
（修正の動議） 第17条　修正の動議は、その案をそなえ、発議者が署名して（発議者が複数の場合は、それらの者と連署して）、議長に提出しなければならない。	（修正の動議） 第17条　法第115条の３の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、２人以上の者の発議によらなければならない。 2　修正の動議は、その案をそなえ、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。